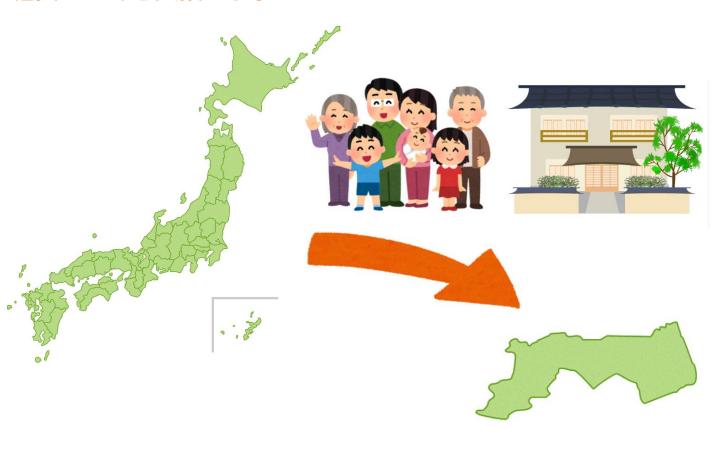
大山町移住体験施設整備事業補助金

町内の空き施設を活用して、移住者向け宿泊施設を整備する際の 経費の一部を支援します!



町内の空き施設を活用して移住者向けの宿泊施設を整備する際の

- 施設改修費
- 設備導入費
- 備品購入費
- 広告宣伝費などについて

最大500万円(補助率1/2)

を補助します

【補助金に関するお問い合わせ】

大山町役場 企画課

〒689-3211 大山町御来屋328

電話 0859-54-5202

メール kikaku@town.daisen.lg.jp

※旅館業法上の営業許可取得が必要です。
募集内容、申請方法など詳しくは内面をご確認ください。

【補助対象者】

次に掲げる要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 個人事業又は法人の代表者であること。
- (2) 補助事業に係る経費を負担する者であること。
- (3) 空き施設を旅館業法に基づき宿泊料を受けて宿泊させる施設として、令和6年2月末までに整備し、活用すること。
- (4) 本補助金の申請内容に基づき、5年以上継続して営業することが見込まれること。
- (5) 中小企業等経営強化法の規定に基づく認定を受けた認定経営革新等支援機関から、事業の実施に関し必要な指導及び助言を受けていること。

【補助対象事業】

補助対象者が空き施設を整備して移住体験施設として活用する事業とします。ただし、以下に掲げる事業は補助対象外です。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関係する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業 又は接客業務受託営業に該当する事業
- (3) 既に町内に事業所を有する者が当該事業所を空けて、移転して行う事業
- (4) 当該空き施設を店舗兼住宅として改修する事業
- (5) 旅館業法及び消防法その他関係法令に反する事業
- (6) その他町長が不適と認める事業

【補助対象経費】

大山町内の空き施設を整備して移住体験施設として活用するための施設改修費、設備導入費、備品購入費、広告宣伝費 (いずれも営業開始までの準備経費のみ対象。)



【補助率、補助上限額】

1/2 (千円未満切捨て)、最大500万円

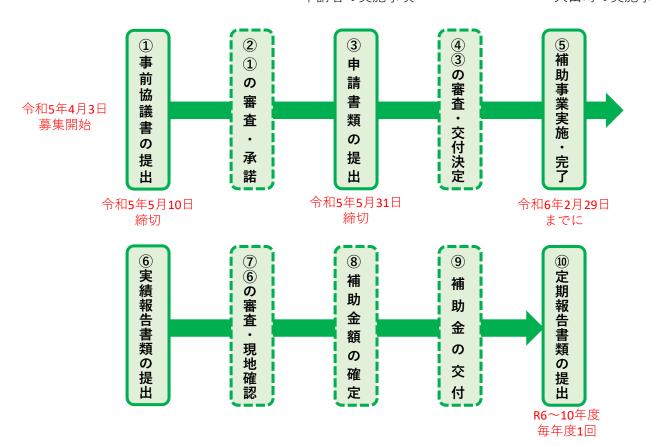
【移住体験施設の例】

移住希望者向けの長期滞在用プランを備えた宿泊施設 など

※いずれも移住希望者の利用がない期間は、その他の方の利用のために活用していただいて構いません。ただし、移住希望者の利用が最優先であり、移住希望者の目標年間利用泊数は100泊とします。

【補助対象となる空き施設の例】

- ①大山町内の空き家で、今後現所有者との間で売買契約もしくは賃貸借契約を締結するもの
- ②申請者自身が所有する空き家、申請者自宅横の活用していない離れ など
- ※土地及び建物の所有者が不明なものは補助対象外です。



- ①事前協議書の提出・・・・事業内容が本補助金の要綱に適合しているかや各種関連法令担当窓口への相談状況、物件の所有者との打ち合わせ状況等について事前協議書をご提出いただきます。提出締切は5月10日(水)17時です。提出書類の詳細については、 【事前協議書の提出について】をご確認ください。
- ②①の審査・承諾・・・・提出いただいた事前協議書の内容を審査し、内容を承諾する場合は承諾通知書をお送りします。
- ③申請書類の提出・・・・・②で承諾された事業について、申請書類を役場企画課までご提出ください。 締切は<mark>5月31日(水)17時</mark>です。提出書類の詳細については【申請書類の提出 について】をご覧ください。
- ④③の審査・交付決定・・・審査会を6月上旬以降に実施し、採択事業者を決定します。詳細は、【補助事業の審査について】をご覧ください。交付決定となった場合その通知をお送りします。
- ⑤補助事業の実施・・・・交付決定後、改修等の事業に着手できます。事業着手後には、着手届を提出 してください。
- ⑥実績報告書類の提出・・・⑤の事業完了後、完了届及び実績報告書類を提出してください。
- ⑦⑥の審査・現地確認・・・実績報告書類の提出後、内容を審査し、現地確認を行います。
- ⑧補助金額の確定・・・・・⑦の審査・現地確認の結果適正に事業が行われたと認められれば、補助金額を確定し通知をお送りします。
- ⑨補助金の交付・・・・・⑧の通知後、補助金交付請求書を提出してください。その後、補助金を交付します。
- ⑩定期報告書類の提出・・・令和6年度から令和10年度にかけて毎年度1回、補助事業の定期報告をお願いします。報告内容については、個別に打ち合わせを行い決定します。

【事前協議書の提出について】

事業内容が本補助金の要綱に適合しているかや、旅館業法及び消防法等の関連法令担当窓口への相談状況、物件所有者との打ち合わせ状況、事業展開や経営等について記載する事前協議書をご提出いただきます。 提出書類については以下のとおりです。

- (1) 事前協議書(様式第1号)
- (2) 当該空き施設に係る土地及び建物の全部事項証明書
- (3) 空き施設の位置図及び改修箇所の現況写真
- (4) 改修前後の図面※及び見積書
- (5) 工程表
- (6) 法人にあっては当該法人の履歴事項全部証明書
- ※図面については、旅館業法及び消防法関係窓口への相談に用いた図面を提出してください。
- 提出締切を超過した場合、書類の受付は一切できません。

【申請書類の提出について】

事前協議内容の承諾通知を受けた方のみ申請書類提出が可能です。提出書類については以下のとおりです。

- (1) 交付申請書(様式第3号)
- (2) 事業説明書(様式第4号)
- (3) 収支予算書(様式第5号)
- (4) 補助金申請に関する確認書(様式第6号)
- (5) 納稅確認同意書(様式第7号)
- (6) 誓約書(様式第8号)
- (7) その他町長が特に必要と認める書類
- 提出期限を超過した場合、書類の受付は一切できません。

【補助事業の審査について】

申請締切以降、事業の審査会を行います。「継続性」、「施設の維持管理」、「申請者」、「関係集落との協調性」、「改修の妥当性」の5つの審査事項について採点を行い、合計点が満点の60%を超える事業を対象に、審査員の合議により採択事業を選定します。詳しい審査基準については、「大山町移住体験施設整備事業審査会審査要領」をご確認ください。

【採択事業予定数】

予算(500万円)の範囲内で採択を行います。

【その他】

○各種法令担当窓口への相談について

事業に関連する法令に違反する事業については、補助対象外です。事業内容及び改修内容等について、施工業者とともに必ず担当窓口への相談を行ってください。

【旅館業法についてのお問い合わせ先】

鳥取県西部総合事務所環境建築局 TEL 0859-31-9322

【消防法についてのお問い合わせ先】

大山消防署 TEL 0859-39-5002

○補助金に関するQ&A、審査内容について

事業内容を検討する際、以下の文書についても必ずご確認ください。

- · 令和5年度大山町移住体験施設整備事業募集要項
- ·大山町移住体験施設整備事業補助金Q&A
- 大山町移住体験施設整備事業審査会審査要領
- ○事前協議書、補助金交付申請書の方法について

様式については、大山町ホームページからダウンロードが可能です。書類の提出方法は以下のとおりです。

- ①役場担当窓口への提出
- ②役場担当窓口へ郵送
- ③企画課代表アドレス(kikaku@town.daisen.lg.jp)へメール送付

【大山町HP「移住体験施設整備事業」】

(URL) https://www.daisen.jp/1/10/2/e139/a406/

